

広川町建設工事請負業者選定等審査会運営要綱

(総則)

第1条 広川町の発注する建設工事（以下「工事」という。）の指名競争入札又は、随意契約に参加する請負業者（以下「指名業者」という。）の選定等については、この要綱の定めるところによる。

(審査会)

第2条 指名業者の選定を厳正かつ公正に行うため、広川町建設工事請負業者選定等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は会長及び委員で組織する。
- 3 会長は総括課長を充てる。
- 4 委員は総務課長、産業建設課長及び工事を発注する担当課長（以下「担当課長」という。）を充てる。

(会長)

第3条 会長は会務を総理し審査会を代表する。

- 2 会長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 審査会の事務局は産業建設課に置く。

(所掌事務)

第5条 審査会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指名業者の選定
 - (2) 業者の格付区分の決定
 - (3) その他建設工事の執行につき必要と認める事項
- 2 前項第1号の選定にあつては、広川町建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている有資格者の中から、格付区分に応じ次の事項に留意して指名業者を決定するものとする。
- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 経営状況
 - (3) 工事成績
 - (4) 当該工事に対する地理的条件
 - (5) 手持ち工事の状況
 - (6) 当該工事施工についての技術的適性
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働福祉の状況

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、原則として毎月1回開くものとする。ただし、やむを得ない場合は、その都度会議を開き、又は持ち回り審議をもって審査会の会議に代えることが出来る。

3 担当課長は、事業概要等を審査会において説明する。

(議決)

第7条 審査会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。

2 審査会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第8条 審査会の会議は、公開しない。

2 何人も審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営に必要な事項は審査会で定める。

(準用)

第10条 調査測量及び設計等の委託業者の選定については、この要綱を準用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。